

災害対策用機械の出動等に関する基本協定について

1. 概要

旭川開発建設部（以下、当部）では、災害発生時等において迅速かつ、円滑な災害対策及び災害復旧支援を実施することを目的とし、当部が保有する災害対策用機械の運用に関し、当部と民間企業において協定を締結しています。

なお、令和4年4月現在9社との間に本協定を締結しています。

2. 業務内容

北海道開発局管内における災害対策用機械等の搬送及び設置、並びに当該機械を用いた災害復旧作業及び情報収集を行います。また、北海道外などの北海道開発局の管外において、大規模災害による災害復旧等の出動がある場合は、双方協議のうえ実施します。

災害対策用機械作業状況写真



防災関連機械基地状況



排水ポンプ車訓練状況



照明車訓練状況



衛星通信車訓練状況

北海道開発局で保有する災害対策用機械の概要及び配置状況については、下記のホームページをご覧ください。

【北海道開発局HP】：防災対策・技術・機械・電気通信>防災対策】

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g7000000qkml.html>